

【 令和7年度 第1回宮城地方最低賃金審議会 資料一覧 】

令和7年7月16日開催

番号	資 料 名
1	宮城地方最低賃金審議会委員名簿
2	宮城地方最低賃金審議会運営規程
3	宮城地方最低賃金審議会専門部会運営規程
4	最低賃金額の大幅な引上げ及び中小企業への支援策の強化を求める会長声明 (2025年5月22日付け仙台弁護士会) (写)
5	最低賃金の引き上げと中小企業・小規模事業者支援の拡充、及び最低賃金の引き上げに関する労働行政の改善を求める要請書 (2025年6月2日付け全労連東北地方協議会他) (写)
6	2025年度最低賃金審議にあたっての要請書 (2025年6月26日付け宮城県労働組合総連合) 添付資料: 2016年版東北地方最低生計費資産調査結果-2022年版改正点と総括 (写)
7	2025年最低賃金改定に関する要請書 (2025年6月29日付け全国労働組合連絡協議会宮城協議会) (写)

宮城地方最低賃金審議会委員名簿

定 数 15名	公益を代表する委員 5名 労働者を代表する委員 5名 使用者を代表する委員 5名	任 期	令和9年5月14日
委 員	氏 名 職 名 等 《公益を代表する委員》 薄 井 淳 弁護士 小 幡 佳緒里 弁護士 熊 谷 真 宏 公認会計士 桑 原 真 弓 東北福祉大学教授 柳 井 雅 也 東北学院大学名誉教授 《労働者を代表する委員》 阿 部 祥 大 日本労働組合総連合会宮城県連合会副事務局長 阿 部 徹 電機連合宮城地方協議会事務局長 泉 利 雄 U Aゼンセン宮城県支部主任 大 宮 正 巳 JAM 南東北宮城県連絡会事務局長 齋 藤 和 彦 全日本運輸産業労働組合連合会宮城県連合会執行委員長 《使用者を代表する委員》 飯 野 守 一般社団法人宮城県経営者協会専務理事 猪 股 佳 子 医療法人社団裕歯会理事 後 藤 淳 仙台商工会議所事務局次長兼総務管理部部長 高 橋 裕 喜 宮城県中小企業団体中央会専務理事 桃 井 健 次 宮城県商工会連合会専務理事		

注. 委員の配列は五十音順による。

宮城地方最低賃金審議会運営規程

令和 3 年 6 月 29 日改正

(目的)

第 1 条 宮城地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 条）及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第 2 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、宮城労働局長、5 人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各 1 人以上を含む 3 人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により宮城労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の 1 週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、宮城労働局長に通知するものとする。

(小委員会)

第 3 条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

2 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会に諮って定める。

(委員の欠席)

第 4 条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めたときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度宮城労働局長に送付するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年6月29日から施行する。

宮城地方最低賃金審議会専門部会運営規程

(目的)

第1条 宮城地方最低賃金審議会に設置する専門部会の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(構成)

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、宮城労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、宮城地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する意義の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

最低賃金の大幅な引上げ及び中小企業への支援策の強化を求める会長声明

最低賃金は概ね毎年10月に改定されているが、その決定方式は以下のよう
なものである。まず中央最低賃金審議会が調査審議を行い、それを参考にして各
都道府県の地方最低賃金審議会が調査審議を行って、その意見を聴いた上で各
都道府県労働局長が地域別最低賃金の額を定めるという流れになっている。

この地域別最低賃金については「地域における労働者の生計費及び賃金並び
に通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」（最低賃金
法9条2項）とされている。

この点、物価の高騰は労働者の生計費に大きな影響を与えている。2024年
度（令和6年度）平均で、物価の総合指数は2020年を100とすると109.
5で、前年度比で3.0%の上昇となっている。そして、直近の2025年（令
和7年）3月の総合指数は111.1であり、上昇傾向は依然として続くことが
予想されている。

一方、名目賃金（賃金の額面額）自体は増えており、2024年の現金給与総
額（月例の給与と賞与等を合わせたもの）については、事業所規模5人以上ある
いは30人以上の企業では前年比で33年ぶりとなる大きな伸びを見せている。
しかし、実質賃金（名目賃金から物価変動を考慮して調整した賃金）で見た場合
には、事業所規模5人以上では2024年は2023年（令和5年）に続いて0.
2%の下落となっており、事業所規模30人以上でも0.1%の上昇に留まって
いる。このことからすれば、額面が増えても物価上昇によって相殺されてしまい、
労働者にとって賃金上昇を実感できない状況になっている。

「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」（最低賃金法1条）という最低賃
金の目的からすれば、その引上げが急務というべき状況であるといえる。

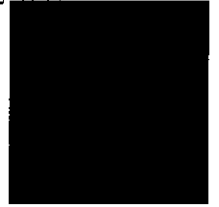
一方、賃金を支払う側、特に中小企業の賃金支払能力を考慮する場合、最低賃
金の引上げによって生じる負担の軽減も必要となる。政府も賃上げを行った中
小企業に対し、業務改善助成金等の補助金や賃上げ促進税制などの支援策を設
けているが、対象が限定的で十分なものとはいえない。既存の制度の改善に加え、
社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減措置や、政府による取引条件の監視を
強め、公正な価格設定を促進する措置を講じることなどが求められる。

当会は2019年（令和元年）7月4日付け「最低賃金を大幅に引き上げるこ
とを求める意見書」を发出して以降、最低賃金の引上げを求める会長声明を发出
しているが、改めて最低賃金の大幅な引上げを求める調査審議を中央最低賃金
審議会及び宮城地方最低賃金審議会に求めるとともに、国に対し、最低賃金の引
上げに対応する中小企業への支援策の強化を強く求める。

2025年（令和7年）5月22日

仙台弁護士会

会長 千葉



2025年 6月 2日

宮城労働局

局長 小宅 栄作 様

全労連東北地方協議会
議長 高橋 正行全労連北海道地方協議会
議長 三上 本一宮城県労働組合総連合
議長 高橋 正行

最低賃金の引き上げと中小企業・小規模事業者支援の拡充、および最低賃金引き上げに関する労働行政の改善を求める要請書

貴職におかれましては、労働者施策拡充と権利の擁護にご尽力されていることに心から敬意を表します。

いま、連続する歴史的な物価高騰が、国民の暮らしや中小企業・小規模事業所に大きな打撃を与えています。物価高騰の下で日本経済の回復をすすめるには、GDP の5割以上を占める国民の消費購買力を高める必要があります。私たちはそのために最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

地域別最低賃金の2024年の改定では、A～Cすべてのランクで50円の改定目安が示され、各地方での審議の結果、加重平均で1,055円となりました。しかし、最も高い東京都(1,163円)と最低額の秋田県(951円)では212円の差となり、同じ労働を同じ時間(月150時間)働いたとして月3万1,800円、年間で38万1,600円の差が生じます。また、加重平均額に達していない道県では、毎日8時間働いても月12万～15万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地域経済が疲弊していく要因となっています。そのような中で、複数の知事が最低賃金の大幅引き上げや格差解消などについて発言し、国に対して意見書を提出する地方議会が増加するなど、いま賃上げが地方政治の焦点となっています。2024年の最低賃金改定では、27県が中央最低賃金審議会の示した目安額を上回る結果を出し、最高額と最低額の格差が一気に8円縮まるなど、地域間格差の是正に対する地方の強いメッセージが示されました。最低賃金を全国一律に是正するとともに抜本的に引き上げすることは、地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻し、地域での「経済好循環」を生みだします。

全国労働組合総連合(全労連)と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」では、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は地域間での格差はなく、月額24万円以上、月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円以上が必要であることが明らかになっています。さらに、この間の物価高騰を加味した直近のデータでは1,700円、1,800円との結果も出ています。労働者の所得を底上げし、若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会に変え、人口減少に歯止めをかけるベースをつくるためにも、ただちに最低賃金法を改正し、誰でも、どこでも、ふつうに働けば人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度の創設と「1,500円以上」の実現を求めます。

全国一律最低賃金制度の創設と最低賃金の大幅引き上げにあたっては、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への特別な支援策と財政措置が必要です。石破政権は2020年代に最低賃金の全

国加重平均を 1,500 円にすることをめざしていますが、これに対し、7 割を超える中小企業・小規模事業者が「対応が困難・不可能」と答える状況となっています（2025 年 1 月～2 月 日本商工会議所調べ）。また、最低賃金が低い水準の県では、中小企業支援に対する強い要望が出され、最低賃金引き上げに関する自治体独自の補助金制度も相次いで創設されています。さらなる最低賃金の引き上げに向けて、社会保険料の減額制度などの直接支援、価格転嫁の推進や取引価格の適正化のためのルールの確立など、中小企業・小規模事業者の負担軽減のための施策を講じることを求めます。

以上の趣旨から、下記事項についてご尽力いただきたく要請いたします。

記

1. 今年度の最低賃金については、物価上昇で厳しい状況に置かれている労働者の生計費の考慮、経済振興のためにも、ただちに「時間額 1,500 円」以上の実現、「時間額 1,700 円」をめざし、大幅引き上げを行うこと。
2. 地域間格差の解消をめざし、地域別最低賃金のランク制度を廃止し、全国一律最低賃金制度を確立すること。
3. 地域別最低賃金の決定については、法の主旨に鑑み労働者の生計費を原則とすることを貫くこと。賃金支払い能力をその要素から外すことを内容とする法改正を行い、最賃決定の仕組みを改善すること。
4. 最低賃金の引き上げのために、中小企業・小規模事業者の社会保険料負担の減額制度を設けるなど、国による中小企業・小規模事業者負担を軽減する直接支援を導入すること。また、労働者の暮らしと経営改善につながるよう「生産性向上」を前提としない直接的な賃金助成などの支援制度の改めること。または、現行の業務改善助成金制度を抜本的に改善し、要件の緩和、申請手続きの簡素化を行い、助成規模を拡大すること。
5. 宮城地方最低賃金審議会の構成および運営について下記のことを求めます。
 - (1) エッセンシャルワーカーが国民生活にとって不可欠な社会機能を維持していることを重視し、そうした労働者や事業の実態等について熟知した専門家も審議会の構成員とすること。
 - (2) 最低賃金審議会の委員の選任は、労働団体の系統の違いに配慮しバランスよく選出すること。地方最低賃金審議会の専門部会の委員選出についても同様とすること。任命しない場合、その理由も明らかにすること。
 - (3) 宮城地方最低賃金審議会において、審議の透明性を高める努力が続けられてきていますが、専門部会是一部非公開となっています。本審同様、専門部会すべてを公開し、傍聴可能とすること。また、審議会委員に配布される資料を傍聴者にも配布すること。
6. 労働基準法違反や最低賃金法違反などの法違反を根絶するため、労働基準監督官はじめ、事務官、技官とも正規職員を中心とした職員体制の拡充強化を図ること。

以上

2025 年 6 月 26 日

宮城労働局局長 小宅栄作様
宮城地方最低賃金審議会会長 様

宮城県労働組合総連合
議長 高橋 正行

2025 年度最低賃金審議にあたっての要請書

いま、長引く物価上昇は国民の暮らしと経済に大打撃を与えています。厚生労働省が 6 月 5 日に発表した、2025 年 4 月分「毎月勤労統計調査（速報値）」は、名目賃金から物価変動の影響を除いた「実質賃金」が、前年同月比 1.8%減で 4 カ月連続のマイナスとなっています。名目賃金を示す、ひとりあたりの現金給与額（事業所規模 5 人以上が調査対象）は 30 万 2453 円と 2.3%増えたものの、物価の上昇に賃金の上昇が追いついておらず、実質賃金はまたもやマイナスとなりました。また、総務省が 5 月に発表した 4 月の消費者物価指数の上昇率（前年同月比）は 4.1%で、とくに消費者物価指数の前年同月比で、上昇率が飛び抜けて高かったのが米類で、98.4%の上昇率です。こうした状況のなかで国民、県民の暮らしは厳しい状況におかれています。とくに低賃金のおかれている女性労働者、非正規労働者を中心に雇用と賃金の不安を抱え、暮らせない事態が生じています。

このような状況のもとでわたしたちは物価上昇下で困難な生活を強いられる労働者の賃金底上げを正面にかけ、2025 年春闘にとりくみました。結果は、2025 年春闘の賃上げ最終集計を発表した。定期昇給（定昇）やベースアップ（ベア）を含む平均賃上げ額は 1 万 5739 円（前年同時期比 1122 円増）と、昨年に続き過去最高。平均賃上げ率は 5.34%となりました。

しかし、非正規労働者については僅かな賃上げにとどまりました。2024 年の最低賃金の改定では、目安通りの宮城は 50 円引き上げられ現在 973 円となりました。毎日 8 時間働いても月 12 万～15 万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。また、最も高い東京都は時給 1,163 円となり、格差は拡大しています。この格差が地方から都市部へ若者をはじめとする労働力の流失の要因となっていることが指摘されて、徳島県では目安額を大きく上回る 84 円の大幅引き上げを決断しています。こうした状況を踏まえ「物価上昇から生活を守る」という立場での審議を強く求めるものです。今審議にあたって下記事項について要請させていただきますのでご尽力いただきますよう要請いたします。

記

- 1 物価上昇から県民の生活を守る視点で、生計費調査額を根拠に時間額 1500 円をめざし、「物価上昇を上回る最低賃金の引き上げ」を行うこと。

- 2 最低賃金審議会において、最低賃金の決定要素の1つである労働者の生計費については、全労連東北地方協議会が算出した生計費試算調査票を参考資料として用いること。
- 3 「最低賃金決定の3要素」に加え、最低賃金が低いことによる人口流失、労働力流失の大きな要因になっていることも踏まえた議論を行うこと。
- 4 地域間格差の解消をめざし地域別最低賃金のランクを廃止し、全国一律最低賃金制度を確立することを国に意見としてあげること。
- 5 最低賃金を引き上げに伴う事業所の時間額の引き上げを支援する、現行の業務改善助成金制度を抜本的に改善し、要件の緩和、申請手続きの簡素化、助成規模を拡大すること。中小企業の社会保険料負担の減額制度、税の軽減制度の創設を国に求めること。

2016年版東北地方最低生計費試算調査結果—2022年版改正点と総括

1. 消費支出の物価変動について

・2016年から2022年10月にかけての物価変動を総務省統計局公表の「消費者物価指数」(CPI)を用いて分析し、係数を各費目に乗じた。

・なお、係数を乗じて調整した項目は、食費(家での食事および廃棄分)、光熱水費、家具・家事用品費、被服及び履物費、保健医療費、自動車関係費、通信費、教養娯楽耐久財費、理美容品費、理美容サービス費。

2. 食費における会食費について

・合意形成会議において、飲み会に参加した場合、代行運転サービスを利用することを踏まえて、1回2,000円、計4,000円を上乗せすることとした。

3. 住居費について

・2022年版のために家賃相場の再調査をインターネットを用いて実施した。具体的には、単身用住宅として、25㎡の民間賃貸アパート・マンション(ワンルームor1K、2階以上、エアコン付き)について、各都市にてインターネットにて家賃を調査した。結果は、以下の通り。

青森市

条件に該当するのは122件。最低は25,000円、最高は55,000円。3万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、33,000円を住居費とした。

秋田市

条件に該当するのは154件。最低は28,000円、最高は61,000円。3～4万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、35,000円を住居費とした。

盛岡市

条件に該当するのは404件。最低は28,000円、最高は65,000円。3～4万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、37,000円を住居費とした。

山形市

条件に該当するのは265件。最低は25,000円、最高は75,000円。4万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、34,000円を住居費とした。

仙台市(太白区)

条件に該当するのは507件。最低は26,000円、最高は80,000円。4万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、35,000円を住居費とした。

福島市

条件に該当するのは 200 件。最低は 27,000 円、最高は 75,000 円。3～4 万円台が最も多かった。全体の相場の下から 3 割に近い、36,000 円を住居費とした。

4. 日帰り行楽について

・2016 年版では、日帰り行楽について頻度が年に 4 回で 1 回あたり費用が 5,000 円であったが、2022 年の合意形成会議にて頻度を 3 か月に 1 回、1 回あたりの費用を 10,000 円とした。

5. 定額制コンテンツ（サブスクリプション）について

・近年、アマゾンプライムやネットフリックス等の映像コンテンツの配信サービスは多くの若者が利用しており、2022 年の合意形成会議にて加入することを想定し、月額 1,000 円を計上した。なお、これに伴い、書籍費を削除することとした。

6. 自治会費（町内会費）

・2016 年版では、自治会には加入していないものとして算定しなかったが、2022 年の合意形成会議にて加入したほうがよいとの意見が多く、新たに算定した（月 300 円）。

7. 年収設定の改定について

・厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和 3 年）のの結果に基づいて、各都市における若者（25 歳、大卒、勤続 3 年目）の年収設定を以下のように改定した。なお、賃金の改定に伴い、労働組合費（賃金の 1%に相当）も改定した。

（資料）令和 3 年「賃金構造基本統計調査」

	区分	企業規模計（10人以上）産業計 男女計							
		年齢	勤続 年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内	年間賞与 その他特 別給与額	労働者数
							給与額		
北海道	2 5 1 2 9 歳	27.5	4.3	164	11	250.2	224.7	596.6	8993
青森		27.5	4.9	164	11	230.7	210.3	526.1	1677
岩手		27.5	5	164	14	238.8	214.4	540.3	2078
宮城		27.5	4.7	165	13	258.6	231.2	618.2	5001
秋田		27.5	5	167	10	230.9	211.3	506.5	1447
山形		27.5	5	166	12	241.2	216.4	522.8	2139
福島		27.4	5.1	167	14	249.4	222.2	569.1	3717

年収設定

青 森	月収 21.0 万円×14 か月、	年収 294 万円
岩 手	21.4 万円×14 か月、	300 万円
宮 城	23.1 万円×14 か月、	323 万円
秋 田	21.1 万円×14 か月、	295 万円
山 形	21.6 万円×14 か月、	302 万円
福 島	22.2 万円×14 か月、	310 万円

5. 非消費支出の再計算について

・年収設定の改定および各種社会保険の保険料の改定に伴い、2022 年時点での非消費支出（所得税、住民税、厚生年金、協会けんぽ、雇用保険）の再計算を行った。

青森市版

1) 所得税

4 月分の給与を 210,000 円とすると、国税庁『令和 4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、3,980 円。これにボーナスに対する分（月額 1,429 円）を加算すると、5,409 円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税＝4%、市民税＝6%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が 180 万円～360 万円未満のため、

給与所得＝294 万円÷4×2.8－8 万円＝1,978,000 円

給与所得－（社会保険料控除＋基礎控除）＝1,978,000 円－（448,149 円＋43 万円）＝1,099,851 円

市民税（税率 6%）は、

1,099,851 円×6%＝65,991 円

県民税（同 4%）は、

1,099,851 円×4%＝43,994 円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、65,991 円－1,500 円＝64,400 円

県民税は、43,994 円－1,000 円＝42,900 円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3, 5 0 0 円
県民税	1, 5 0 0 円

したがって、住民税額（年額）は、64,400 円＋42,900 円＋3,500 円＋1,500 円＝112,300 円となり、1 か月当たりでは 9,358 円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率＝18.3%（うち労働者分＝9.15%）

→標準報酬月額 220,000 円では、20,130 円が本人負担分

②協会けんぽ（青森県）保険料率 10.03%（うち労働者分=5.015%）

→標準報酬月額 220,000 円では、11,033 円が本人負担分

③雇用保険料率（失業給付分）=1.35%（うち労働者分=0.5%）

→月収を 210,000 円とすると、1,050 円が本人負担分

したがって、1 ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、20,130 円+11,033 円+1,050 円=32,213 円となり、×12 ヶ月分=386,556 円となる。

これにボーナス分 61,593 円を加えると 448,149 円となる（月あたり 37,345 円）。

秋田市版

1) 所得税

4 月分の給与を 211,000 円とすると、国税庁『令和 4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、3,980 円。これにボーナスに対する分（月額 1,436 円）を加算すると、5,416 円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税=4%、市民税=6%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が 180 万円～360 万円未満のため、

給与所得=295 万円÷4×2.8-8 万円=1,985,000 円

給与所得-（社会保険料控除+基礎控除）=1,985,000 円-（452,176 円+43 万円）=1,102,824 円

市民税（税率 6%）は、

1,102,824 円×6%≒66,169 円

県民税（同 4%）は、

1,102,824 円×4%≒44,112 円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、66,169 円-1,500 円≒64,600 円

県民税は、44,112 円-1,000 円≒43,100 円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3, 5 0 0 円
県民税	2, 3 0 0 円

したがって、住民税額（年額）は、64,600 円+43,100 円+3,500 円+2,300 円=113,500 円となり、1 か月当たりでは 9,458 円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率=18.3%（うち労働者分=9.15%）

→標準報酬月額 220,000 円では、20,130 円が本人負担分

②協会けんぽ（秋田県）保険料率 10.27%（うち労働者分=5.135%）

→標準報酬月額 220,000 円では、11,297 円が本人負担分

③雇用保険料率（失業給付分）＝1.35％（うち労働者分＝0.5％）

→月収を 211,000 円とすると、1,055 円が本人負担分

したがって、1 ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、20,130 円＋11,297 円＋1,055 円＝32,482 円となり、×12 ヶ月分＝389,784 円となる。

これにボーナス分 62,392 円を加えると 452,176 円となる（月あたり 37,681 円）。

盛岡市版

1) 所得税

4 月分の給与を 214,000 円とすると、国税庁『令和 4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、4,120 円。これにボーナスに対する分（月額 1,456 円）を加算すると、5,576 円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税＝4％、市民税＝6％）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が 180 万円～360 万円未満のため、

給与所得＝300 万円÷4×2.8－8 万円＝2,020,000 円

給与所得－（社会保険料控除＋基礎控除）＝2,020,000 円－（447,721 円＋43 万円）＝1,142,279 円

市民税（税率 6％）は、

1,142,279 円×6％＝68,536 円

県民税（同 4％）は、

1,142,279 円×4％＝45,691 円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、68,536 円－1,500 円＝67,000 円

県民税は、45,691 円－1,000 円＝44,600 円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3, 5 0 0 円
県民税	2, 5 0 0 円

したがって、住民税額（年額）は、67,000 円＋44,600 円＋3,500 円＋2,500 円＝117,600 円となり、1 か月当たりでは 9,800 円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率＝18.3％（うち労働者分＝9.15％）

→標準報酬月額 220,000 円では、20,130 円が本人負担分

②協会けんぽ（秋田県）保険料率 9.91％（うち労働者分＝4.955％）

→標準報酬月額 220,000 円では、10,901 円が本人負担分

③雇用保険料率（失業給付分）＝1.35％（うち労働者分＝0.5％）

→月収を 214,000 円とすると、1,070 円が本人負担分

したがって、1 ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、20,130 円＋10,901 円＋1,070 円＝32,101 円とな

り、×12ヶ月分＝385,212円となる。

これにボーナス分 62,509円を加えると 447,721円となる（月あたり 37,310円）。

山形市版

1) 所得税

4月分の給与を 216,000円とすると、国税庁『令和4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、4,200円。これにボーナスに対する分（月額 1,470円）を加算すると、5,670円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税＝4%、市民税＝6%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が 180万円～360万円未満のため、

給与所得＝302万円÷4×2.8－8万円＝2,034,000円

給与所得－（社会保険料控除＋基礎控除）＝2,034,000円－（449,654円＋43万円）＝1,154,346円

市民税（税率 6%）は、

1,154,346円×6%＝69,260円

県民税（同 4%）は、

1,154,346円×4%＝46,173円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てると、

市民税は、69,260円－1,500円＝67,700円

県民税は、45,693円－1,000円＝44,693円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500円
県民税	2,500円

したがって、住民税額（年額）は、67,700円＋44,693円＋3,500円＋2,500円＝118,393円となり、1か月当たりでは 9,866円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率＝18.3%（うち労働者分＝9.15%）

→標準報酬月額 220,000円では、20,130円が本人負担分

②協会けんぽ（山形県）保険料率 9.99%（うち労働者分＝4.995%）

→標準報酬月額 220,000円では、10,989円が本人負担分

③雇用保険料率（失業給付分）＝1.35%（うち労働者分＝0.5%）

→月収を 216,000円とすると、1,080円が本人負担分

したがって、1ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、20,130円＋10,989円＋1,080円＝32,199円となり、×12ヶ月分＝386,388円となる。

これにボーナス分 63,266円を加えると 449,654円となる（月あたり 37,471円）。

仙台市版

1) 所得税

4月分の給与を231,000円とすると、国税庁『令和4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、4,630円。これにボーナスに対する分(月額1,572円)を加算すると、6,202円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方(県民税=2%、市民税=8%)

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が180万円～360万円未満のため、

給与所得=323万円÷4×2.8-8万円=2,181,000円

給与所得-(社会保険料控除+基礎控除)=2,181,000円-(492,070円+43万円)=1,258,930円

市民税(税率8%)は、

1,258,930円×8%≒100,714円

県民税(同2%)は、

1,258,930円×2%≒25,178円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てると、

市民税は、100,714円-1,500円≒99,200円

県民税は、25,178円-1,000円≒24,100円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500円
県民税	2,700円

したがって、住民税額(年額)は、99,200円+24,100円+3,500円+2,700円=129,500円となり、1か月当たりでは10,791円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率=18.3%(うち労働者分=9.15%)

→標準報酬月額240,000円では、21,960円が本人負担分

②協会けんぽ(宮城県)保険料率10.18%(うち労働者分=5.09%)

→標準報酬月額220,000円では、12,216円が本人負担分

③雇用保険料率(失業給付分)=1.35%(うち労働者分=0.5%)

→月収を231,000円とすると、1,155円が本人負担分

したがって、1ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、21,960円+12,216円+1,155円=35,331円となり、×12ヶ月分=423,972円となる。

これにボーナス分68,098円を加えると492,070円となる(月あたり41,005円)。

福島市版

1) 所得税

4月分の給与を222,000円とすると、国税庁『令和4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、4,410円。こ

れにボーナスに対する分（月額 1,511 円）を加算すると、5,921 円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税＝4%、市民税＝6%）

住民税が課税される所得金額は以下のよう求める。

給与額が 180 万円～360 万円未満のため、

給与所得＝310 万円÷4×2.8－8 万円＝2,090,000 円

給与所得－（社会保険料控除＋基礎控除）＝2,090,000 円－（446,529 円＋43 万円）＝1,213,471 円

市民税（税率 6%）は、

1,213,471 円×6%＝72,808 円

県民税（同 4%）は、

1,213,471 円×4%＝48,538 円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、72,808 円－1,500 円＝71,300 円

県民税は、48,538 円－1,000 円＝47,500 円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500 円
県民税	2,500 円

したがって、住民税額（年額）は、71,300 円＋47,500 円＋3,500 円＋2,500 円＝124,800 円となり、1 か月当たりでは 10,400 円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率＝18.3%（うち労働者分＝9.15%）

→標準報酬月額 220,000 円では、20,130 円が本人負担分

②協会けんぽ（福島県）保険料率 9.65%（うち労働者分＝4.825%）

→標準報酬月額 220,000 円では、10,615 円が本人負担分

③雇用保険料率（失業給付分）＝1.35%（うち労働者分＝0.5%）

→月収を 222,000 円とすると、1,110 円が本人負担分

したがって、1 ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、20,130 円＋10,615 円＋1,110 円＝31,855 円となり、×12 ヶ月分＝382,260 円となる。

これにボーナス分 64,269 円を加えると 446,529 円となる（月あたり 37,210 円）。

2022 年改定の総括

春闘では労働組合の要求への満額回答が相次ぎ、23 年の賃上げ率は 30 年ぶりの高水準が期待される。しかし、2021 年後半から始まる物価高騰は国民・労働者の生活を直撃しており、この物価高騰を埋め合わせるほどに賃上げ水準は達していないのが実際である。つまり、実質的には賃金は下落しているのである。

今回、2016 年に試算を行った最低生計費について、今回の物価高騰だけでなく、2019 年の消費増税等

も加味して、再試算を行ったところ、普通の生活に必要な費用は税等抜きで月額 18～19 万円に達することが分かった。生計費は 2016 年と比較して大きく増加しており、このことは生計費が上昇した分だけ（賃金が上がっていないとすれば）、暮らしにくくなったことを意味する。昨年 10 月に最低賃金額は 3.3% 引き上げられたが、物価高騰はその後も継続しており、さらなる最賃改定が望まれる。8 時間働いて普通に生活するためには、時給額は少なくとも 1500 円必要であり、この金額に地域差がないことが、今回の最試算によって改めて明白になったのである。

表 2022 年版東北地方最低生計費試算結果一覧 (25 歳单身男性)

	青森市	秋田市	盛岡市	山形市	仙台市	福島市
消費支出	182,659	182,972	190,980	183,344	185,946	184,443
食費	46,583	47,235	47,242	46,605	47,226	47,442
家での食事	25,317	25,937	25,944	25,337	25,929	26,140
外食・昼食	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
外食・会食	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
廃棄分	1,266	1,298	1,297	1,268	1,297	1,302
住居費	33,000	35,000	37,000	34,000	35,000	36,000
家賃	33,000	35,000	37,000	34,000	35,000	36,000
光熱・水道	10,496	10,687	11,614	10,878	11,088	10,903
家具・家事用品	4,066	3,841	4,932	4,321	4,150	3,893
家事用耐久財・暖房機器・家具	1,951	1,317	1,904	1,674	1,466	1,695
室内装備品	118	121	209	198	140	184
寝具類	632	683	831	548	675	378
家事雑貨	587	1,030	993	1,088	922	654
家事用消耗品	779	689	994	813	947	981
被服・履物	6,885	6,901	7,144	6,131	7,709	6,506
被服・履物	6,610	6,626	6,869	5,856	7,434	6,231
洗濯代	275	275	275	275	275	275
保健医療費	2,604	2,690	2,636	2,682	2,682	2,617
保健医療費	2,604	2,690	2,636	2,682	2,682	2,617
交通・通信	39,288	36,261	40,320	37,941	38,341	37,164
交通費（自動車関係費）	34,152	31,162	35,278	32,934	33,253	31,944
通信費	5,135	5,099	5,042	5,007	5,088	5,219
教育	0	0	0	0	0	0
教養娯楽	19,599	20,286	19,988	19,089	19,512	19,796
教養娯楽耐久財	5,041	5,728	5,430	4,531	4,954	5,238
書籍	0	0	0	0	0	0
日帰り行楽	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333
旅行	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
余暇費用	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
定額制コンテンツ	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

	NHK受信料等	1,225	1,225	1,225	1,225	1,225	1,225
	理美容費	3,993	3,726	3,413	4,723	3,582	3,536
	理美容用品	2,002	1,664	1,407	2,790	1,616	1,629
	理美容サービス	1,992	2,062	2,007	1,932	1,966	1,907
	身の回り用品	494	686	1,002	1,264	815	816
	その他	15,650	15,660	15,690	15,710	15,860	15,770
	自由裁量費	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	冠婚葬祭費	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	お中元・お歳暮	0	0	0	0	0	0
	プレゼント費用	833	833	833	833	833	833
	自治会費	300	300	300	300	300	300
	共益費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	忘年会等	1,667	1,667	1,667	1,667	1,667	1,667
	その他会費	250	250	250	250	250	250
	組合費	2,100	2,110	2,140	2,160	2,310	2,220
	非消費支出	52,112	52,555	52,686	53,041	57,998	53,531
	所得税	5,409	5,416	5,576	5,670	6,202	5,921
	住民税	9,358	9,458	9,800	9,900	10,791	10,400
	社会保険料	37,345	37,681	37,310	37,471	41,005	37,210
	予備費	18,200	18,200	19,000	18,300	18,500	18,400
最低生計費	税等抜き月額	200,859	201,172	209,980	201,644	204,446	202,843
	税等込み月額	252,971	253,727	262,666	254,685	262,444	256,374
	税等込み年額	3,035,653	3,044,720	3,151,988	3,056,220	3,149,326	3,076,484
	必要最低賃金額（173.8時間換算）	1,456	1,460	1,511	1,465	1,510	1,475
	必要最低賃金額（150時間換算）	1,686	1,692	1,751	1,698	1,750	1,709
	最低賃金額（2023年）	853円	853円	854円	854円	883円	858円

2025年6月29日

宮城労働局
局長 小宅栄作様

宮城全労協 議長 大内忠雄
仙台市若林区新寺1-5-26-510

2025年最低賃金改定に関する要請書

労働行政の最前線でのご奮闘に敬意を表します。2025年最低賃金改定に関して要請します。

経団連は5月22日、春闘賃上げ（定期昇給を含む）の一次集計を発表しました。賃上げ率は5.38%、2年連続の5%超えだと報じられました。しかし、この数値は基本的に民間大手企業の正社員に関するものであり、中小・零細企業の大多数の労働者やエッセンシャルワーカー、外国人労働者など低賃金労働者にとっては「雲の上のできごと」です。

石破首相は、今後5年間で実質賃金を年1%上昇させる目標を示しました。今年の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針6月13日）では「賃上げこそ成長戦略の要」と位置づけられています。最低賃金については「2020年代に全国平均を1500円にする」と達成期限の目標を前倒しし、さらに「中央審議会が示す目安額を上回った都道府県に補助金や交付金を検討する」など政策を総動員するとしています。

賃上げは物価上昇に追いつかず、政治の無策を批判する声は高まる一方です。賃上げの実感をもてない低賃金労働者は、生活の窮状を訴え、最低賃金の大幅な引き上げを求めています。これらの労働者にとっての賃上げは、「法定最賃」である最低賃金の引き上げにほかなりません。

地域では人口流出が社会的な問題になっており、最賃引き上げの動向に大きな関心が寄せられています。たとえば岩手県は6月2日、「やりがいと生活を支える所得が得られる仕事に就けるよう、十分な議論をしてほしい」と最賃引き上げを労働局に申し入れました（NHK報道）。

引き上げ額が最低位クラスとなった県でのさまざまな取り組みが注目されてきました。そのような状況を反映して、昨年は「目安」をめぐる大きな動きがありました。

地域審議会では27県で「目安」を上回りました（一昨年は24県）。それでも1千円台は16地方に過ぎず（全国の34%）、31地方は900円台にとどまっています。さらに、地域間格差は前年より8円縮小したものの、いまなお最大212円の格差があります。現状では「格差」は残り続けることになります。全国一律最賃の実施に踏み込むべきです。

格差・貧困社会への転落をくいとめるためには、最低賃金の大幅引き上げが不可欠です。私たちは、最低賃金をいまずく、どこでも1500円以上に引き上げることを求めます。

以上、2025年最低賃金の改定に関しての要請とします。

(2025. 6. 29)